



2018年5月11日

各位

会社名 アステラス製薬株式会社
代表者 代表取締役社長 CEO 安川 健司
コード番号 4503
(URL <https://www.astellas.com/jp/>)
東証 (第 一 部)
決算期 3月
問い合わせ先 広報部長 緒方 スティグ
Tel: (03)3244-3201

定款一部変更に関するお知らせ

アステラス製薬株式会社(本社:東京、以下「当社」)は、本日開催の取締役会において、2018年6月15日開催予定の当社第13期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的・理由

2018年1月31日付プレスリリース(URL: <https://www.astellas.com/jp/ja/news/10311>)にてお知らせいたしました通り、当社は、コーポレートガバナンス体制の一層の充実・強化を図り、企業価値の持続的向上を実現していくため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、また、今後の事業展開に対応するため、当社定款を次の通り変更いたします。

- 監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に係る規定の新設並びに監査役会及び監査役に係る規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- 監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役の員数、選任、任期、報酬に係る規定の変更、機動的な意思決定及び業務執行を可能とするための取締役への重要な業務執行の決定の委任に係る規定の新設等、所要の変更を行うものです。あわせて、業務を執行しない取締役がその期待される役割を十分発揮できるよう、責任限定契約の対象の変更を行うものです。
- また、今後の事業展開に対応するため、事業目的を追加するものです。

2.定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りです。

3.定款変更の時期

定款変更のための株主総会開催日:2018 年 6 月 15 日(金曜日)

定款変更の効力発生日:2018 年 6 月 15 日(金曜日)

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条 (条文省略) 第2条(目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1.～6. (条文省略) (新設) (新設) <u>7.～18.</u> (条文省略) 第3条 (条文省略) 第4条(機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> 第5条 (条文省略) 第2章 株 式 第6条～第12条(条文省略) 第3章 株主総会 第13条～第19条(条文省略)	第1章 総 則 第1条 (現行のとおり) 第2条(目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1.～6. (現行のとおり) <u>7. 健康および医療に関する情報の収集、分析、提供等の事業</u> <u>8. 健康管理に関する支援、コンサルティング等の事業</u> <u>9.～20.</u> (現行のとおり) 第3条 (現行のとおり) 第4条(機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. <u>会計監査人</u> 第5条 (現行のとおり) 第2章 株 式 第6条～第12条(現行のとおり) 第3章 株主総会 第13条～第19条(現行のとおり)

第4章 取締役および取締役会 第20条(取締役の員数) 取締役は<u>3名以上</u>とする。 (新設) 第21条(取締役の選任) 取締役は株主総会の決議によって選任する。 (第2項 条文省略) (第3項 条文省略) 第22条(取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (第2項 新設) (第3項 新設) (第4項 新設) 第23条(代表取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	第4章 取締役および取締役会 第20条(取締役の員数) 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は<u>9名以内</u>とする。 <u>監査等委員である取締役は5名以内とする。</u> 第21条(取締役の選任) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> (第2項 現行のとおり) (第3項 現行のとおり) 第22条(取締役の任期) 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>会社法第329条第3項にもとづき選任された補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 第23条(代表取締役) 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。
---	---

第24条(役付取締役) 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名および取締役会長、取締役副会長、取締役副社長各若干名を定めることができる。 第25条(取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 第26条(社外取締役との責任限定契約) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする契約を締結することができる。</u> 第27条(取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要あるときは上記期間を短縮することができる。 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第28条(取締役会の決議の省略) (条文省略)	第24条(役付取締役) 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長 1 名および取締役会長、取締役副会長、取締役副社長各若干名を定めることができる。 第25条(取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> 第26条(取締役との責任限定契約) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする契約を締結することができる。 第27条(取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は会日の3日前までに各取締役に對し発する。ただし、緊急の必要あるときは上記期間を短縮することができる。 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第28条(取締役会の決議の省略) (現行のとおり)
---	---

(新 設) 第29条(取締役会規程) (条文省略) 第5章 監査役および監査役会 第30条(監査役の員数) 監査役は3名以上とする。 第31条(監査役の選任) 監査役は株主総会の決議によって選任する。 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 第32条(補欠監査役の予選の効力) 会社法第329条第3項にもとづき選任された補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 第33条(監査役の任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、その前任者の残任期間とする。	第29条(重要な業務執行の決定の委任) 当社は、取締役会の決議によって重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 第30条(取締役会規程) (現行のとおり) 第5章 監査等委員会 (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除)
---	---

第34条(常勤の監査役) <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> 第35条(監査役の報酬等) <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> 第36条(社外監査役との責任限定契約) <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする契約を締結することができる。</u> 第37条(監査役会の招集通知) <u>監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要あるときは上記期間を短縮することができる。監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> 第38条(監査役会規程) <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u> 第6章 計 算 第39条～第41条(条文省略)	第31条(常勤の監査等委員) <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u> (削 除) (削 除) 第32条(監査等委員会の招集通知) <u>監査等委員会の招集通知は会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要あるときは上記期間を短縮することができる。監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> 第33条(監査等委員会規程) <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> 第6章 計 算 第34条～第36条(現行のとおり)
---	--

	<u>附 則</u> <u>(監査等委員会設置会社移行前の社外監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u> <u>2018年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</u>
--	--

以上

アステラス製薬について

アステラス製薬株式会社 (<https://www.astellas.com/jp/>) は、東京に本社を置き、「先端・信頼の医薬で、世界の人々の健康に貢献する」ことを経営理念に掲げる製薬企業です。既存の重点疾患領域である泌尿器、がん、免疫科学、腎疾患、神経科学に加えて、新たな疾患領域への参入や新技術・新治療手段を活用した創薬研究にも取り組んでいます。さらには各種医療・ヘルスケア事業との融合による新たな価値創出にも挑戦しています。アステラス製薬は、変化する医療の最先端に立ち、科学の進歩を患者さんの価値に変えていきます。

注意事項

このプレスリリースに記載されている現在の計画、予想、戦略、想定に関する記述およびその他の過去の事実ではない記述は、アステラス製薬の業績等に関する将来の見通しです。これらの記述は経営陣の現在入手可能な情報に基づく見積りや想定によるものであり、既知および未知のリスクと不確実な要素を含んでいます。さまざまな要因によって、これら将来の見通しは実際の結果と大きく異なる可能性があります。その要因としては、(i) 医薬品市場における事業環境の変化および関係法規制の改正、(ii) 為替レートの変動、(iii) 新製品発売の遅延、(iv) 新製品および既存品の販売活動において期待した成果を得られない可能性、(v) 競争力のある新薬を継続的に生み出すことができない可能性、(vi) 第三者による知的財産の侵害等がありますが、これらに限定されるものではありません。また、このプレスリリースに含まれている医薬品(開発中のものを含む)に関する情報は、宣伝広告、医学的アドバイスを目的としているものではありません。